

関与先継続管理資料(金銭の貸借(その取扱いとチェックリスト))

区分	確認項目	担当	所長
貸付原資	<p>(1) 貸付原資の資金出所は説明の付く資金となっているか。</p> <p><b>解説</b> 特に、貸主が個人である場合には、法人売上が個人通帳に入金され（当然に益金計上もれ）、事後的に当該資金を法人に還流させるために貸付金勘定が使用されることがあるので留意が必要となる。</p>	印	印
	<p>(2) 経理能力が低い法人である場合に、貸借不一致が生じている事例への対応として、オーナーへの貸付金又はオーナーよりの借入金として処理されている場合があるが、このような実態の伴わない（架空）処理でないことを確認したか。</p> <p><b>解説</b> 一度、法人の貸借対照表に計上（オーナー貸付金、オーナー借入金）されると、事後的に架空であったと主張することは、相当の困難が伴う。</p>	印	印
貸付利息	<p>(1) 貸主（個人）、借主（法人）である場合 上記の形態の場合には、貸主である個人には所得税法36条（収入金額）1項の規定により別段の定め（注）があるものを除き、その年において収入すべき金額（換言すれば、当事者間で約定した金額）とされている。この点につき、下記の事項を確認したか。</p>		
	<p>① 利息の約定はあるのか（なお、無利息でも、下記③に該当しなければ問題はない）。</p>	印	印
	<p>② 利息の約定がある場合、当該利率は社会通念上相当か（なお、社会通念を超える高額利息を収受している場合には、別途、給与課税の問題が生じる）。</p>	印	印
<p>③ 利息の約定がない又は社会通念に比して著しく低い利息である場合、上記（注）の別段の定めが適用された認定利息が生じるような貸付事案に該当しないことを確認したか。</p> <p><b>解説</b> 上記③に該当して別段の定め（所得税法157条（同族会社等の行為又は計算の否認等））が適用された代表的な判例として、最高裁判所第三小法廷（平成16年7月20日判決、平成11年（行ヒ）第169号）（いわゆる「平和事件」）がある。</p>	印	印	

	<p>(2) 貸主（法人）、借主（個人）である場合 上記の形態の場合には、貸主である法人には、法人税法22条（各事業年度の所得の金額の計算の通則）2項の規定の解釈から、たとえ、当事者間では無利息貸与の合意があったとしても、税務上は利息の計上が必要とされている。この点につき、下記の事項を確認したか。</p> <p>① 利息の計上の必要性（もし、無利息貸与のままであれば、利息相当額の給与課税が行われる）について確認しているか。また、この点を顧客は理解しているのか。</p> <p>② 利息を徴収する又は利息相当額の給与課税を行うとした場合に、当該設定利率は適正に求められているのか。</p> <p><b>解説</b> 上記②の利率につき、一般的には評価通達4-4（基準年利率）の定めによることも相当と考えられるが、いわゆる「ひも付融資」である場合には当該融資に係る費用負担以上の設定が求められることに留意する。</p>	<p>① 印</p> <p>② 印</p>	<p>① 印</p> <p>② 印</p>
<p>相続財産との関係</p>	<p>貸主（個人）、借主（法人）である場合には、将来、貸主（個人）に相続が開始した場合には相続開始日における元本価額（利息の約定がある場合には、既経過利息の額を加算する。以下同じ）で評価するのが原則的な取扱いとされる。この点につき、下記の事項を確認したか。</p> <p>① 相続財産の価額は、原則として元本価額となることを確認しているか。また、この点を顧客は理解しているか。</p> <p><b>解説</b> 貸付金債権等の全部又は一部の回収不能を主張してその価額を元本価額より減額できるのは、評価通達205（貸付金債権等の元本価額の範囲）の定めによるものとされており、限定的である。</p> <p>② 貸付金債権等につき、将来の相続開始に備えての対策（㊟貸付金債権等の推定相続人に対する生前贈与）を行うのであれば、その対応ができるのか。</p>	<p>① 印</p> <p>② 印</p>	<p>① 印</p> <p>② 印</p>

税務以外の対応	(1) 金銭消費貸借契約書は作成されているのか。	印	印
	(2) 下記に掲げる態様の場合には、法人側に取締役会議事録が作成されているのか（会社法上では作成が必要）。 ① 貸主が法人である場合 ② 借主が法人である場合において、利息の約定があるとき	印	印
	(3) 貸主が法人である場合には、貸付金債権等の価額に対応する担保（不動産、上場有価証券等）を徴求しているのか（会社法上では担保の徴求が必要）。	印	印